



山形県公報

平成31年4月1日(月)

号 外 (9)

目 次

規 則

- 山形県立農林大学校条例施行規則の一部を改正する規則…………… (農政企画課) … 1
- 山形県財務規則の一部を改正する規則…………… (会 計 局) … 2

訓 令

- 山形県公印規程の一部を改正する訓令…………… (学事文書課) … 4
- 山形県文書管理規程の一部を改正する訓令…………… (同) … 5

告 示

- 平成13年5月県告示第362号(口頭により開示請求を行うことができる個人情報)の一部改正…………… (同) … 7
- 土地改良区の定款変更の認可…………… (最上総合支庁農村計画課) … 同
- 土地改良区の合併の認可…………… (同) … 同
- 道路の区域の変更…………… (置賜総合支庁西置賜建設総務課) … 同
- 山形県景観条例に基づく市町村条例規制区域の指定の解除…………… (県土利用政策課) … 8

議 会 関 係

告 示

- 山形県議会事務局規程の一部を改正する規程…………… 同

合 同 訓 令

- 山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令…………… 9

規 則

山形県立農林大学校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第26号

山形県立農林大学校条例施行規則の一部を改正する規則

山形県立農林大学校条例施行規則(昭和58年2月県規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1第2項の表中「ICT活用I」を「ICT・スマート農林業I」に、

「農業機械I	16	1			を
副専攻基礎学習	32	1			
「副専攻基礎学習	32	1			に、「ICT

活用II」を「ICT・スマート農林業II」に、

「農業機械実習Ⅱ 農業機械実習Ⅲ	120	3	40	1	を
「農業機械実習Ⅱ			40	1	に改め、同別

表第3項第1号から第6号までの規定中「農業機械Ⅱ」を「農業機械」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に山形県立農林大学校に在籍する者に係る教科目並びにその時間数及び単位数は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第27号

山形県財務規則の一部を改正する規則

山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「企画調整課長」を「企画調整課長、防災くらし安心部にあつては防災危機管理課長」に改め、「環境エネルギー部危機管理・くらし安心局にあつては危機管理課長」を削る。

第6条第1項中「環境エネルギー部の」を「防災くらし安心部にあつては防災危機管理課の課長補佐、環境エネルギー部の」に改め、「環境エネルギー部危機管理・くらし安心局にあつては危機管理課の課長補佐」を削る。

別表第1第1項出納員として指定する職の欄中「（企画指導・システムを担当するものを除く。）」を削り、同表第2項組織の区分の欄中「あつては企画調整課」を「あつては企画調整課、防災くらし安心部にあつては防災危機管理課」に改め、「環境エネルギー部危機管理・くらし安心局にあつては危機管理課」を削り、同項出納員として指定する職の欄中「環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課にあつては総務調整主査」を削り、「林業振興課」を「森林ノミクス推進課」に、「企画調整官（指導・監査担当）」を「副主幹（指導・監査担当）」に、「調査官（調度担当）」を「企画調整官（調度担当）」に、「企画調整官（情報公開担当）」を「調査官（情報公開担当）」に改め、同項代決する出納員として指定する職の欄中「給与支給担当の上席の主査」を「給与支給担当の主査」に改め、「環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課にあつては主事（総務調整担当）」を削り、「上席の県産品振興主査」を「県産品振興主査」に、「上席の主事」を「主任主事」に、「林業振興課」を「森林ノミクス推進課」に、「課長補佐（指導・監査担当）」を「主任（指導・監査担当）」に、「課長補佐（調度担当）」を「調査官（調度担当）」に、「情報公開主任」を「課長補佐（情報公開担当）」に改め、同表第3項出納員に委任する事項の欄第2号中「内陸食肉衛生検査所」を削り、「工業技術センター置賜試験場」を

「置賜食肉衛生検査所 工業技術センター置賜試験場」	に改め、同表第6項中	「最上総合支 庁建設部高 坂ダム管理 課	ダム管理 主査	主任技師	を
------------------------------	------------	-------------------------------	------------	------	---

「最上総合支 庁建設部高 坂ダム管理 課	ダム管理 主査	技師	に、	「各食肉衛生 検査所	庶務係長	次長	を
-------------------------------	------------	----	----	---------------	------	----	---

「置賜食肉衛 生検査所 庄内食肉衛 生検査所	検査専門 員 庶務係長	検査主査 次長	に、「行政専門員」を「課長補佐（行政担当）」に、
---------------------------------	-------------------	------------	--------------------------

「最上教育事務所」	総務係長	主査	を	「最上教育事務所」	総務係長	上席の主事	に、		
「教育センター」	総務係長	上席の主任主査	を	「教育センター」	総務係長	主任主査	に、		
「東桜学館中学校」	総務主査 (本務として東桜学館高等学校の総務主査の職にある者に限る。)	を	「東桜学館中学校」	事務部次長 (本務として東桜学館高等学校の事務部次長の職にある者に限る。)	に、				
「村山産業高等学校」	事務部次長	を	「村山産業高等学校」	総務主査	に、	「新庄北高等学校」	事務部次長	上席の主事(最上校にあつては主任主事)	を
「新庄北高等学校」	総務主査	上席の主事(最上校にあつては主事)	に、	「鶴岡工業高等学校 鶴岡中央高等学校」	事務部次長 総務主査	主査 主任主事	を		
「鶴岡工業高等学校 鶴岡中央高等学校」	事務部次長 総務主査	総務主査 主事	に、	「庄内農業高等学校 庄内総合高等学校」	主任主査 主任主査	主任主事 主査	を		
「庄内農業高等学校 庄内総合高等学校」	主任主事 主査	主事 主事	に、	「酒田西高等学校」	上席の主査	を	「酒田西高等学校」	主査	に、
「遊佐高等学校」	主査	を	「遊佐高等学校」	総務主査	に、	「山形養護学校」	事務次長	主事	を
「山形養護学校」	事務次長	主任主査	に、	「鶴岡養護学校」	主任主査	主査	を		

「鶴岡養護学校 総務主査 主任主査」に、「楯岡特別支援学校 総務主査（寒河江校及び大江校に置くものを除く。） 上席の主事」を

「楯岡特別支援学校 総務主査（寒河江校及び大江校に置くものを除く。） 主任主事」に、「山形警察署 会計課長 企画調整官（会計担当）」を

「山形警察署 会計課長 上席の企画調整官（会計担当）」に、「天童警察署 会計課長 会計課専門員」を

「天童警察署 会計課長 会計課係長」に、「南陽警察署 会計課長 会計課専門員」を

「南陽警察署 会計課長 会計課係長」に改め、同表第7項中「東京事務所 総務係長 主任主事」を

「東京事務所 総務係長 主事」に改める。

別表第2第2項第14号中「警察通訳人」を「民間通訳人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県訓令第5号

庁 中
出 先 機 関

山形県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県公印規程の一部を改正する訓令

山形県公印規程（昭和35年4月県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

別表1(2)職印の項3の項及び21の項中 「環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課長」を

「防災くらし安心部消防救急課長」に改め、同表(2)職印の項41の項中

「環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課長」を

「 防災くらし安心部防災危機管理課長 」			に改め、同表(2)職印の項中
山形県各課長印	方21	”	各部（会計局を含む。以下同じ。）各課長
山形県危機管理・くらし安心局長印	方21	”	環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課長
山形県各課長印	方21	”	各部（会計局を含む。以下同じ。）各課長
削除			

別表 2 (2)職印の項中

44	「 山形県危機管理・くらし安心局長印 」	44	「 削除 」
----	----------------------	----	--------

を削除に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第6号

庁 中
出 先 機 関

山形県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県文書管理規程（昭和43年4月県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1号1本庁の項の表中

環境 エネ ルギ 一部	環境企画課	環企
	エネルギー政策推進課	エネ
危機 管理 ・く らし 安心 局	水大気環境課	水大気
	循環型社会推進課	循環
	みどり自然課	み自
	危機管理課	危機
	くらし安心課	安心
	食品安全衛生課	食

防災 くら し安 心部	防災危機管理課 消防救急課 消費生活・地域安全課 食品安全衛生課	防危 消防 消地 食
環境 エネ ルギ 一部	環境企画課 エネルギー政策推進課 水大気環境課 循環型社会推進課 みどり自然課	環企 エネ 水大気 循環 み自

に、

	商業・県産品振興課	商県産
--	-----------	-----

を

	商業・県産品振興課	商県産
	貿易振興課	貿易

に、

	経済交流課	経交
	県民文化スポーツ課	県文ス

を

	県民文化スポーツ課	県文ス
	山形県総合文化芸術館整備推進課	文芸整

に、

	林業振興課	林振
--	-------	----

を

	森林ノミクス推進課	森林
--	-----------	----

に改め、同表2 出先機関の項の表中

山形県内陸食肉衛生検査所	内食	を
山形県内陸食肉衛生検査所置賜支所	内食置	

山形県置賜食肉衛生検査所	置食	に改める。
--------------	----	-------

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第232号

平成13年5月県告示第362号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正する。
平成31年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

「環境エネルギー部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課

を

「防災くらし安心部食品安全衛生課

に改める。

山形県告示第233号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成31年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
大蔵村土地改良区
- 2 事務所の所在地
最上郡大蔵村大字清水2309番地4
- 3 認可年月日
平成31年4月1日

山形県告示第234号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、土地改良区の合併を次のとおり認可した。
平成31年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 定款を変更して合併後存続する土地改良区の名称
大蔵村土地改良区
- 2 事務所の所在地
最上郡大蔵村大字清水2309番地4
- 3 合併により解散する土地改良区の名称
(1) 白須賀土地改良区
(2) 清水堰土地改良区
- 4 認可年月日
平成31年4月1日

山形県告示第235号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成31年4月1日から同月15日まで縦覧に供する。

平成31年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
長井市今泉字山田1824番2から 同 時庭字豊田1909番4まで	旧	61.0メートル } 16.0	2,909メートル
東置賜郡川西町大字西大塚字岡原2413番1から 長井市泉字昭和2232番1まで	新	76.0メートル } 15.4	3,780メートル

山形県告示第236号

山形県景観条例（平成19年12月県条例第69号）第13条第5項の規定により、市町村条例規制区域の指定の一部を解除する。

平成31年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定を解除する区域
山形市の全域
- 2 解除年月日
平成31年4月1日

議 会 関 係**告 示****山形県議会告示第1号**

山形県議会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年4月1日

山形県議会議長 志 田 英 紀

山形県議会事務局規程の一部を改正する規程

山形県議会事務局規程（昭和45年10月県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「主事」を「主事、主任技能員」に改め、同条第3項の表中

主事	上司の命を受けて事務に従事する。	を に改める。
主任技能員	上司の命を受けて担当業務及び当該業務従事職員の指導業務に従事する。	

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

合 同 訓 令

- 山形県訓令第7号
- 山形県議会訓令第1号
- 山形県選挙管理委員会訓令第1号
- 山形県人事委員会訓令第1号
- 山形県監査委員訓令第1号
- 山形県労働委員会訓令第1号
- 山形海区漁業調整委員会訓令第1号
- 山形県内水面漁場管理委員会訓令第1号

本 庁
出 先 機 関
議 会 事 務 局
各 委 員 会 事 務 局
監 査 委 員 事 務 局

山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成31年4月1日

山 形 県 知 事	吉 村 美 栄 子
山 形 県 議 会 議 長	志 田 英 紀
山形県選挙管理委員会委員長	熊 谷 誠
山形県人事委員会委員長	安 孫 子 俊 彦
山形県代表監査委員	武 田 一 夫
山形県労働委員会会長	立 松 潔
山形海区漁業調整委員会会長	加 藤 栄 司
山形県内水面漁場管理委員会会長	國 方 敬 司

山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

山形県職員安全衛生管理規程	昭和49年4月	県訓令第13号	の一部を次のように改正
		県議会訓令第1号	
		県選挙管理委員会訓令第18号	
		県人事委員会訓令第1号	
		県監査委員訓令第2号	
		県地方労働委員会訓令第1号	
		山形海区漁業調整委員会訓令第1号	
県内水面漁場管理委員会訓令第1号			

する。

目次中「第47条の2」を「第47条の4」に改める。

第17条第1項第2号中「山形市」を「庄内総合支庁保健福祉環境部各課又は山形市、鶴岡市、酒田市」に、「又は」を「若しくは」に、「所属所」を「所属所（農業総合研究センター水田農業試験場及び病虫害防除所庄内支所を除く。）」に改め、同項第4号中「各保健所長（村山保健所長を除く。）」を「最上保健所長及び置賜保健所長」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 庄内保健所長 当該保健所管内の所属所（庄内総合支庁保健福祉環境部各課、庄内児童相談所、鶴岡乳児院、こども医療療育センター庄内支所、水産試験場、産業技術短期大学校庄内校、庄内職業能力開発センター、農業総合研究センター養豚試験場、庄内空港事務所、港湾事務所及び鳥海学園を除く。）

第17条に次の1項を加える。

3 職員安全衛生管理者、総括安全衛生管理者又は安全衛生管理者（以下「職員安全衛生管理者等」という。）は、産業医が辞任したとき又は産業医が解任されたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、職員安全衛生管理者にあつては職員安全衛生委員会に、総括安全衛生管理者又は安全衛生管理者にあつては当該管理者の置かれている所属所に設置された安全衛生委員会又は衛生委員会に報告しなければならない。

第18条第2項中「職員安全衛生管理者、総括安全衛生管理者、安全衛生管理者」を「職員の健康を確保するた

め必要があると認めるときは、職員安全衛生管理者等」に、「勧告し、又は衛生管理者に対して指導し、若しくは助言する」を「勧告をする」に改め、同条中第3項を第8項とし、第2項の次に次の5項を加える。

- 3 産業医は、前項の勧告をしようとするときは、あらかじめ当該勧告の内容について、職員安全衛生管理者等又は所属長に対して意見を求めるものとする。
- 4 産業医は、第1項各号に掲げる事項について、職員安全衛生管理者等又は所属長に対し、意見を述べることができる。
- 5 産業医は、第1項各号に掲げる事項について、衛生管理者に対して指導し、又は助言することができる。
- 6 産業医は、第1項各号に掲げる事項を実施するために必要な情報を職員から収集するとともに、職員の健康を確保するため緊急の必要がある場合において、職員に対して必要な措置をとるべきことを職員安全衛生管理者等又は所属長に指示することができる。
- 7 産業医は、安全衛生委員会等に対して職員の健康を確保する観点から必要な調査審議を求めることができる。

第18条の次に次の1条を加える。

（産業医に対する情報の提供）

第18条の2 職員安全衛生管理者等は、産業医に対し、職員の業務に関する情報であつて産業医が職員の健康管理等を適切に行うために必要と認めるものを提供しなければならない。

第27条第2項中「は、」を「は、委員会の意見及び当該意見を踏まえて講じた措置の内容その他委員会における議事で重要なものを記録した」に改める。

第47条の2第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 職員安全衛生管理者は、前項の面接指導等を実施するため、職員の労働時間の状況を把握しなければならない。

第4章中第47条の3の次に次の1条を加える。

（心身の状態に関する情報の取扱い）

第47条の4 職員安全衛生管理者等は、職員の心身の状態に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、職員の健康の確保に必要な範囲内で職員の心身の状態に関する情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

- 2 職員安全衛生管理者等は、職員の心身の状態に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

- 3 前項の措置の内容は、職員安全衛生管理者等が別に定める。

第48条の次に次の1条を加える。

（産業医の勧告への対応）

第48条の2 職員安全衛生管理者等又は所属長は、第18条第2項の勧告を受けたときは、当該勧告を尊重するとともに、次に掲げる事項について記録し、これを3年間保存しなければならない。

- (1) 当該勧告の内容
- (2) 当該勧告を踏まえて講じた措置の内容（措置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由）

- 2 職員安全衛生管理者等は、第18条第2項の勧告がされたときは、次に掲げる事項について、遅滞なく、職員安全衛生管理者にあつては職員安全衛生委員会に、総括安全衛生管理者又は安全衛生管理者にあつては当該管理者の置かれている所属所に設置された安全衛生委員会又は衛生委員会に報告しなければならない。

- (1) 当該勧告の内容
- (2) 当該勧告を踏まえて講じた措置の内容又は講じようとする措置の内容（措置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由）

第49条の3第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 職員安全衛生管理者又は所属長は、前項の規程により講じた措置又は講じようとする措置の内容に関する情報（措置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由）について、事後措置状況報告書（別記様式第7号）により産業医に報告しなければならない。ただし、指導区分が平常勤務(D)と決定された職員については、この限りでない。

別記様式第7号中「職員安全衛生管理者」を削り、「所属長」を「報告者」に、「対して」を「対する事後

措置の状況について」に改め、「事後措置を実施しましたので」を削り、「

--	--	--	--	--

5 その他

」を

--	--	--	--	--

5 その他

--	--	--	--	--

6 実施なし（ ）」に改め、同様式の備考中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加

える。

2 事後措置の内容について、「6 実施なし」を選択した場合は、その理由を（ ）内に記入すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

平成31年4月1日印刷 発行所 山 形 県 庁
平成31年4月1日発行 発行人 山 形 県